

宇部市立神原小学校いじめ防止基本方針

平成31年4月改定

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定により、神原小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等に関する基本的な方針や具体的な取組等について定めるものです。

1 いじめの防止等のための対策に対する基本的な方針

(1) 本校のいじめ防止等の対策にかかる基本理念

いじめは、いじめられた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるなど、著しく人権を侵害する行為です。

本校では、いじめの根絶に向けて、教職員、保護者、地域住民など本校教育に携わる関係者が相互に連携し、いじめ防止対策推進法が定めるいじめの禁止、関係者の責務等を踏まえ、いじめ防止等に関する対策を行います。「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識の下、「未然防止」の取組を重視し、人権教育や道徳教育、情報モラル教育などの取組を総合的かつ効果的に推進し、児童一人ひとりを大切にすると人権尊重を土台とした学校づくりを進めます。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法」第2条 第1項

- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をします。
- 「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えないところで被害が発生している可能性も十分に考慮する必要があります。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- 教職員からの「行為」が児童の心理面で影響を与え、ストレスの要因になることも考えられます。教職員の発言や行動が集団の中での関係性に大きな影響を与えかねないということに留意し、指導にあたります。

(3) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。 「いじめ防止対策推進法」第4条

(4) いじめの解消の定義

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

○ いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることにより、いじめが解消したと判断します。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

○ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3か月を目安）において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることがひつようです。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認し、いじめ解消を判断します。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 本校におけるいじめ問題対応の視点

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進します。

- 未然防止（いじめの予防）
- 早期発見（把握しにくいいじめの発見）
- 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）
- 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

(2) 校内体制について

校長をリーダー、教頭をサブリーダーとする「いじめ問題対策会議」を設置します。この会議では、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証等を行い、より実効性ある取組となるよう改善を図ります。

いじめ問題対策会議の構成員

リーダー：校長、サブリーダー：教頭

【教職員】 教務主任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭

【心理や福祉の専門家】 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

【保護者や地域住民の代表】 学校運営協議会委員（保護者代表、地域住民代表）

(3) 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、児童の規範意識を醸成する取組は重要です。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする事」「礼儀正しく人と接すること」について、児童の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組を進めます。

(4) いじめ防止・根絶強調月間の取組

山口県教育委員会では、毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付けています。本校においても、この月間に、いじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、取組状況の点検・評価や、児童運営集会委員会等による主体的な活動の充実を図ります。

(5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

① 小中連携の一層の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、小中連携の情報の共有や切れ目のない支援体制の構築等が重要なため、小中連携の一層の促進に努めます。

② 多様な専門家や関係機関と連携した取組等の推進

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家の連携はもとより、関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図ります。

③ 教育相談週間との連携

本校の年3回の教育相談週間のうち、2回を持ち帰りの「いじめアンケート」を実施後に設定し、アンケート結果と併せて一人ひとりに寄り添ったきめ細かい対応を行います。

3 いじめの防止等のための具体的な取組

(1) 未然防止・早期発見・早期対応の取組

ア 学校全体としての取組内容

いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none">① どの子も居場所のある、安心できる学級経営を推進します。② 対話を大切にする「学び合い」のある授業づくりを推進します。③ 道徳教育や情操教育を中核とした心の教育を推進します。④ 「一人ひとりの存在を認め合い、お互いに個性を尊重し、人権を尊重した言動ができる」人権感覚を育成します。⑤ 「人権尊重」や「生命に対する畏敬の念」等について学ぶ「命を考える授業」の設定や「命の尊さ」に係る教材の活用を図ります。⑥ 自然に触れ、集団で行動し、豊かな体験活動を経験できる集団宿泊活動の取組を進め、子どもたちの心と体の成長を促進します。学校敷地内でも、自然の豊かさに接し、生命の大切さを学べるような環境作りを行います。⑦ 集団活動が苦手な児童に対しては、人と上手く関われるようなコミュニケーション能力を育むことができるよう配慮するとともに、周りの児童が、集団活動が苦手な児童の特性を理解し、暖かく受け入れることができるような集団づくりを進めます。
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

いじめの未然防止	<p>○ 指導上の配慮が必要な児童生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。 ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。 ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。 ・ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。 <p>⑧ 担当教員等の指導の下、日々の清掃活動を軸に、縦割り班活動を充実させ、好ましい人間関係づくりを進めます。</p> <p>⑨ 平成25年12月に制定した「いじめ撲滅に関する宣言」を、学期の当初や「いじめ防止・根絶強調月間」に唱和するとともに、児童会活動等により宣言の内容を実践していく取組を行います。</p>
いじめの早期発見	<p>① 誰にも相談できない児童がいるのではないかとの認識の下、日常の観察を行います。</p> <p>② 持ち帰り方式の「いじめアンケート」を年2回実施します。</p> <p>③ 「週1生活アンケート」を実施します。</p> <p>④ いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して児童が発するサインを鋭くキャッチすることに努めます。特に、仲間内での言動に留意します。</p> <p>⑤ 特別支援学級に在籍する児童や、発達障害のある児童に対して、全ての教職員がその特性を理解しつつ、見守る活動を行います。</p> <p>⑥ 教育相談室等で他の児童のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気での相談できる体制を整えます。</p> <p>⑦ 休み時間の見守りや昼食時の指導等は、複数教職員で連携して行います。</p>

<p>いじめの 早期発見</p>	<p>⑧ 学校等に相談できずに、悩みを抱えている児童・保護者がいつでも相談できるように、様々な相談機関があることを周知します。</p> <p>○ いじめの早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。 <p>【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ 社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。</p> <p>【レベル2】 教育課題としてのいじめ 児童間トラブルが日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。</p> <p>【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ 認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。</p>
<p>いじめの 早期対応</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>いじめ問題は、教職員が一人で事案を抱え込むことなく、情報を共有し、校長のリーダーシップの下、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進します。</p> </div> <p>① いじめの疑いが生じた場合、日常の観察やいじめの早期対応聴き取り等により、状況等の詳細を把握します。</p> <p>② 把握した事実を基に、管理職を含めた協議の場を設定します。また、状況に応じて、臨時職員会議を開催します。</p> <p>③ いじめられている児童に対して相談しやすい教職員が対応を行います。</p> <p>④ 生徒指導主任等を中心とする複数の教職員が、いじめている児童への対応を行います。</p> <p>⑤ 該当学年教員等を中心とする複数の教職員が、周囲の児童への対応を行います。</p> <p>⑥ 担任が主に担当しますが、必要に応じて、生徒指導主任、管理職等複数の教職員が、いじめられている児童の保護者へ誠意をもって対応を行います。</p> <p>⑦ 面談の目的・役割分担・対応の実際等を事前に協議した上で、担任、生徒指導主任、管理職等により、いじめている児童の保護者への対応を行います。</p> <p>⑧ 必要に応じ、管理職が、PTA等との協議等を行います。</p> <p>⑨ 必要に応じ、管理職、生徒指導主任等が、教育委員会、関係諸機関との協議等を行います。</p>

いじめの 早期対応	<p>○ 好意からおこなった行為が意図せず相手を傷つけた場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合などは、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能とします。ただし、これらの場合であっても、法が定めるいじめに該当するため、学校いじめ対策委員会への情報共有は行います。</p> <p>○ 教職員は、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの相談を抱え込まず、または対応不要であると個人で判断せず、他の業務に優先し、かつ、即日、当該情報を速やかにいじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげます。(特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第 23 条の「通報その他の適切な措置を取るものとする」という規定に違反することとなります。)</p>
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ 家庭や地域との連携

家庭との 連携	<p>○いじめ問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組みます。</p> <p>○保護者との緊密な連携を図り、信頼関係づくりを進めます。</p> <p>○学級懇談会において、いじめを題材に取り上げて話し合う場を設けます。</p> <p>○いじめ防止等について、PTAと連携した取組を進めます。</p>
地域との 連携	<p>○定期的に学校公開日を設け、地域と連携・協力しながら児童を共に育てるという意識を高めます。</p> <p>○児童生徒がよく立ち寄る場所を、ふれあい運動推進員会等と連携して組織的な巡回指導等を行ない、学外でのいじめの早期発見に努めます。</p> <p>○民生委員・児童委員や地域団体等から、いじめと思われることがあれば、積極的に学校へ情報提供が得られるよう連携を充実させます。</p> <p>○コミュニティスクール等と緊密に連携し、本校のいじめ問題解決の取組を検証し、改善を図ります。</p>

(2) インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス：登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。）やコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて対応します。

※ 一度ネット上に拡散したいじめに係る画像等の情報を消去することは極めて困難であり、いじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること、またインターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ること等を理解させるなど、情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図ります。

4 重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、以下により調査を行います。

- 児童生徒や保護者からの申立てについては、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることとします。
- ・ 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童生徒や保護者の申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。（法案に対する附帯決議の5）

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
（「いじめ防止対策推進法」第28条 第1項 第1号）
※ 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは
ア．児童生徒が自殺を企図した場合 イ．身体に重大な障害を負った場合
ウ．金品等に重大な被害を被った場合 エ．精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
（「いじめ防止対策推進法」第28条 第1項 第2号）
※ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは
年間30日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて、市長へ報告します。

(2) 調査委員会の設置・調査

速やかに全容解明に向けた調査を行います。調査に当たっては、「いじめ問題対策会議」を母体に、必要に応じて、警察、児童相談所、その他の関係機関をメンバーに加え、調査委員会を設置します。また、教育委員会と緊密に連携しながら、調査を進めます。

教育委員会が主体となって調査委員会を設置し、調査する場合は、積極的に協力します。

(3) 調査結果の報告

当該児童・保護者等に、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するとともに、教育委員会を通じ、市長へ調査結果を報告します。

- ※ いじめの重大事態については、県方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）」により適切に対応すること。

5 その他の留意事項

学校いじめ問題対策会議での検証により、いじめ防止基本方針の見直しが必要な場合や、国、県、または市のいじめ防止基本方針の見直しが行われた場合等は、基本方針をより実効性のあるものとするため、基本方針の見直しを行います。